

計画主体名	福井県・福井県越前町		
計画期間 実施期間	平成25年度～平成29年度 平成25年度～平成29年度	総事業費（交付金）	250,000千円（137,500千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法基本方針の主旨に従い、地域農業の発展と振興により地域の活性化に寄与することを目標（地域農産物の販売量の増加）としており適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	本活性化計画は、越前町総合振興計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（越前町）、越前町農業農村振興ビジョン等の関連制度・施策との連携、配慮、調和等を講じている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	<input type="radio"/>	越前町が計画を策定し、関係機関と協議検討を重ね、地元土地改良区総会等で周知及び合意形成を図った。また、活性化計画の策定にあたり、女性農業者等とも協議を行った。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	事業実施主体との連携・協力体制の構築と役割分担の明確化を図るなど、推進体制は図られている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	対象事業は、農業者の減少緩和、後継者の育成や農地集積の高度化や耕作放棄地の解消に繋がると思われることから定住対策の促進による人口確保を目的としており、目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間は5ヵ年間で、実施期間は5ヵ年間であり、基本方針で定められた期間内であるため適切である
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金限度額は250,000千円（対象事業費の55%）それに対して交付金要望額は137,500千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備ではないため該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	下記により確実に見込まれると思われる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に費用対効果の分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定効果は1.06となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要綱に定める別表のとおりで要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は越前町であり、町発注の工事等であることから。個人に対する交付及び目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	○	下記により適正に行われる見込みである。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	地域間交流の拠点となる施設ではないため該当しない。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	越前町および地元土地改良区が主体となり関係機関等と協議、連携し各種情報を収集しながら検討している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	越前町および地元土地改良区が主体となり関係機関等と協議、連携し各種情報を収集しながら検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	越前町および地元土地改良区が主体となり関係機関等と協議、連携し各種情報を収集しながら検討している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	越前町および地元土地改良区が主体となり関係機関等と協議、連携し各種情報を収集しながら検討している。

事業費積算等は適正か	<input type="radio"/>	下記により適正である。
過大な積算としていないか	<input type="radio"/>	設計基準、県単価による積算及び類似案件での比較検討により適正に算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	<input type="radio"/>	近隣施設等との比較検討を行い、総合的に規模を算定し、建設・設備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	付帯施設は整備しないため該当しない
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品は配備しないため該当しない
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	<input type="radio"/>	当該施設は、当該地区内にて整備予定であり、農業者の利便性や施設の設置目的を勘案しており適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	<input type="radio"/>	施設用地は当該地区内に確保済みである
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	<input type="radio"/>	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設は整備しないため該当しない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	<input type="radio"/>	下記により適正である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	処理加工・集出荷貯蔵施設については、整備しないため該当しない。
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	—	地域間交流拠点施設については整備しないため該当しない。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	地域連携販売力強化施設は整備しないため該当しない。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	"
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	"
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	"
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	"
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	<input type="radio"/>	事業実施主体及び関係機関において適正な資金調達計画が策定されている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	<input type="radio"/>	農村漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成25年2月26日付け24農振第2130号農林水産大臣官房長通知)第5の2の(5)のエに基づき適正に実施する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	<input type="radio"/>	下記により適正に行われる見込みである。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	<input type="radio"/>	施設の維持管理は、地元土地改良区の管理運営規定に基づき維持管理は適正に行われる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	収支を伴う施設ではないので該当しない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行は行わないため該当しない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業との重複申請は行わないため該当しない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。